

四炭車ヲ全部小函ニスルヲ

五配給所ノ物價ヲ各商店ニ比

較シテ二割値下ノコト

六油札及穀代ヲ半額ニスルコト

七組合制度ヲ撤廃スルコト

八不當ノ解雇及何等ノ予告ナシ

ニ解雇セサルコト萬一解雇シタル場合ハ左ノ手当ヲ支給セラレタシ

①勤続一ケ年未満者ニ対シ五十円

一ケ月ヲ増ス毎二十円増金ノコト

②歸國旅費トシテ家族持六五

十円独身者六二十円支給ノコト

撤回

努メテ意ニ添フ様廉賣スヘシ

撤回

雇傭勞務規則及炭抗ノ規程ニ  
ヨリ相当処置ス

相当考慮スルコト

九自己都合ニ依リ退職シタル

場合ハ左ノ手当ヲ支給セラレ

タシ

勤続一ケ年未満者ニ対シ三

十円、一ケ月ヲ増ス毎二五円

ヲ増金スルコト

一〇、檢炭立會人ヲ組合員ヨリ

選出スルコト

二、外科專醫ヲ設クルコト

三、幼稚園ヲ設ケ子供ヲ無料

ニテアツカルコト

相當考慮スルコト

撤回

目下人選中

之ニ類似セル何等カノ方法ヲ講ス